

◇ 新設法人の消費税の納税義務

Q : 今年の4月に、小売業を営む会社を設立します。昨年より準備を進めてまいりましたが、ようやく営業を開始することができそうです。当社の消費税の納税義務について教えてください。

A : 以下のとおりとなります。

【解説】

消費税の納税義務は、基準期間（その事業年度の前々事業年度）における課税売上高で判定しますから、基準期間のない設立して1年目や2年目の会社については、原則として納税義務は課されないのですが、例外的に、事業開始日における資本金が1千万円以上の会社については、基準期間がなくても納税義務が免除されないこととされています。

したがって、貴社が株式会社である場合や、出資金が1千万円以上である有限会社である場合には、設立第2期目までは課税事業者となり、消費税の申告納税義務を負うことになります。

また、この場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要がありますが、法人税法で提出が義務付けられている「法人設立届出書」に、消費税の新設法人に該当する旨等を記載すれば、上記の届出書を提出する必要はありません。

なお、設立第3期目以降は、基準期間における課税売上高が1千万円かどうかで、消費税の納税義務が判断されます。

